

議案第41号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月13日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表名木選定調査委員会委員の項の次に次のように加える。

バイオマス産業都市構想策定委員会委員	大学教授等	同	15,000円
	その他	同	6,400円

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。